

各委員から事前にいただいたご意見等について

資料2 ページ	章	節	資料の該当箇所(新計画)	ご意見	委員名
2		基本 目標	○子育て満足度日本一の実現 ・子ども・子育て支援の取り組みを通じて、より多くの子どもの笑顔をはぐくみ、 <u>生まれて良かった、生んで良かった、住んで良かった</u> 、住んで良かったと思える大分県の未来を拓く。	「 <u>生んで良かった、生まれて良かった、住んで良かった</u> 」の順ではないでしょうか。	椋野 委員
11	1	1	第1節 社会全体の意識づくり	前回の会議で上がった「祖父母の育児休暇」の内容について記載されていないが、入れることは難しいか？	神谷 委員
12	1	2	第2節 子どもの人権を尊重する意識づくり 2 具体的な取組 (1)子どもの権利についての普及・啓発 ②子どもが、「子どもの権利条約」等に基づいた学習をとおして自分の暮らしや将来に関し、 <u>自由に自分の気持ちや意見を大人に伝えられる機会を積極的に設けます。</u> ③いじめや虐待等子どもの現状について、認識を深めるとともに子どもを社会全体で守る環境づくりに努めます。	②について (修正案)・・・自由に自分の夢や気持ち、意見を大人に・・・ (理由)「夢」という語は入れられないか。教育現場に携わる者として、子どもたちの夢の実現に向けて生きる力を育てているので。(夢を持つ子どもを育てたい願いから)	安東 委員
				③について 児童買春や児童ポルノについての具体的記述が削除されていますが、大分県における被害の実態を教えてください。まだ啓発を必要としているのではないのでしょうか？	椋野 委員
			(3)子どもの自尊感情の醸成 ①子どもが、肯定的な感情や自分を価値ある存在と思う気持ちを感じることのできるような学習を進めます。 ②子どもが、相互の違いを認め合う中で、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができる学習を進めます。	①、②について (修正案)・・・参加的、体験的な学習を進めます。 (理由)文科省が進めている学習方法(これに基づき学校でも進めている)	安東 委員
			(3)について 自尊感情は子どもが学習することによって醸成できるものでしょうか。学校や地域や家庭での様々な活動の中で褒められたり、感謝されたり、認められたりする経験を積み重ねることによって醸成されるものではないでしょうか。とすると、そのような場を用意し、そのような関わり方を大人が学習することが必要なのではないのでしょうか。	椋野 委員	
13	1	3	第3節 男女共同参画に関する意識づくり 2 具体的な取組 ③ <u>女性の就労や地域活動等、女性の活躍を推進します。</u>	③について 単なる「就労の促進」だけでは十分な女性の活躍促進ではないと思います。「職場や地域等での女性の活躍を推進します。」はどうでしょうか？ 指標について(3P) 男女共同参画に関する意識づくりの指標は、できたら、自治会長など地域団体の役員、公益法人の役員、議会等での比率も含まれるような指標をお願いします。	椋野 委員

資料2 ページ	章	節	資料の該当箇所(新計画)	ご意見	委員名
3	2	1	第1節 地域子育て支援サービスの充実	<p>指標について(3P) 狭いスペースに多くの児童たちがおしこまれるようにすごしている放課後児童クラブの現状を考えると、利用人数を指標とするのではなく、厚生労働省が示している「1人あたりおおむね1.65㎡以上が望ましい」に向けての取組がなされるような指標を掲げることはできないだろうか？</p>	堤委員
			<p>指標について(3P) ・放課後児童クラブの質についての指標が入れられないでしょうか？ 例えば1人当たり面積や指導員数が一定以上のクラブの率など</p> <p>・また、子育て支援または相談の場についての認知率を加えられないでしょうか</p>	椋野委員	
17	2	2	<p>第2節 幼児期の教育・保育の環境整備 2 具体的な取組 (2)多様な保育サービスの充実 ①働き方の多様化に対応するため、保育所の「延長保育」や幼稚園や認定こども園で実施する「在園児を対象とした預かり保育(一時預かり)」の実施を促進します。 ④認可外保育施設の立入調査を実施し、調査結果を公表するとともに、すべての施設が指導監督基準を満たすよう改善指導を行います。</p>	<p>(2)「多様な保育サービスの充実」についてについて ・①延長保育や預かり保育は働き方の「多様化」に対応するためではないように思います。ニーズへの「柔軟な」対応ではないでしょうか。</p> <p>・多様な保育サービスとしては、むしろ(1)③の地域型保育がまず挙がるように思います。 (参照) (1)③保育ニーズの増大している地域や人口減少地域など、地域の様々な状況に合わせて保育の場が確保されるよう、少人数の単位で3歳未満の子どもを預かる「家庭的保育(保育ママ)」、「小規模保育」、「事業所内保育」、「居宅訪問型保育」を実施する市町村を支援します。</p> <p>・「認可外保育施設」は多様な保育サービスとして充実するより、基準を充たして施設型または地域型保育として認可されるよう改善を指導するのが筋だと思えます。</p>	椋野委員
			<p>(3)幼児教育・保育従事者の育成及び人材確保 ①幼児教育・保育に従事する幼稚園教諭や保育士等の資質の向上を図るため、子どもの人権、保育に必要な知識及び技術、衛生管理等に関する研修を充実します。</p>	<p>(3)について 資質の向上を図るため、研修も充実していただきたいが、同じく「保育士の待遇改善にも努めます。」としていただきたい。保育士はハードな業務内容や責任に見合わず、給与も少なく、離職率も高く、資格を持っていても活用していない人も多いように感じます。そういう人材を確保するために待遇改善とはっきり計画に表記した方が良いと考えます。</p>	古本委員

資料2 ページ	章	節	資料の該当箇所(新計画)	ご意見	委員名
18 21	2 2	3 5	<p>第3節 子育て支援者の育成 2 具体的な取組 ①地域子育て支援拠点が、子育て家庭へのきめ細かな支援や地域における多様な子育て支援者との連携といった役割が果たせるよう、スタッフの資質向上を図る研修を実施します。</p> <p>第5節 子育て支援のネットワークづくり 2 具体的な取組 (1)地域子育て支援拠点を中心とした地域のネットワークづくり</p>	<p>現在、保育所のみが支援拠点として指定されているように思うが、小児科や産科等、“ペリネイタルビジット事業”に取り組んでいる医療機関にも依頼すべきである。目指す姿に「子どもに障がいや発達心配」がある以上、明記すべきであり、母や保護者のメンタル問題の支援も明記すべきである。(第4章1節で(1)①には具体的に示されている)</p> <p>(参照) 第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援 第1節 児童虐待に対する取組の強化 2 具体的な取組 (1)児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応 ①医療機関(産科・小児科)との連携により、支援が必要な妊産婦に保健指導を受ける機会を提供するとともに、乳児のいる家庭への全戸訪問や育児不安の強い親への養育支援を行う等の取組を促進し、虐待の未然防止を図ります。</p>	藤本委員
22	2	5	<p>第5節 子育て支援のネットワークづくり 2 具体的な取組 (4)地域ぐるみの交流活動の推進 ①児童館が、子育て家庭や異年齢の子どもの交流の場となるよう、子育て親子をはじめ、中学生や高校生の積極的な受入れや活動支援の取組を促進します。</p>	<p>①について 「…子育て親子をはじめ、中学生や高校生の…」に「小学生」を加えても良いのではないのでしょうか？</p>	大里委員
				<p>指標について(3P) 子育て支援のネットワークづくりの指標の「ボランティアコーディネート率」とはどんな率でしょうか？</p>	椋野委員
25	3	1	<p>第1節 ワーク・ライフ・バランスの推進</p>	<p>ワークライフバランスとは、①職業人としての責任を果たせるか、②家庭の中で生きていけるか、③親としての責任を果たせるか、④地域の人間としての役割を果たせるかのキャリア発達が整った状態がワークライフバランスです。今、キャリア発達が整っていない若者が増加傾向にあるという事実を深刻に捉えなければならないのではないのでしょうか。</p> <p>この会議で何度も述べさせていただきましたが、不安定就労、未婚の若者の問題を解決していくこともワークライフバランスを推進する上で必要ではないのでしょうか。</p> <p>今、男性の5人に1人、女性の10人に1人は結婚しないという現実があり、これは30年前に比べて男性で8倍、女性で2倍に増加しています。結婚できない原因として、異性と上手く付き合えず結婚に至らないという対人関係能力の低下に限らず、自ら結婚相手を探さなくてはならない対人関係能力の必要性が増しているという側面もあります。また、結婚の障害としては、収入面の要因が大きく、非正規雇用がより若者世代に拡大したことによる雇用の不安定、賃金の低さ、能力開発機会が乏しいなど、様々な課題があります。それが生活不安の増大の一因となり、結婚しない、できない、子どもを産めない、育てられない現状に繋がっています。</p> <p>女性の社会進出、男性の子育て参加はとても重要な事です。しかし、今から社会に巣立ち、社会人としての役割を果たす、ワークライフバランスをうまく取れる子ども・若者を育てる仕組み、施策も必要ではないのでしょうか。</p>	多々良委員

資料2 ページ	章	節	資料の該当箇所(新計画)	ご意見	委員名
26	3	2	<p>第2節 男性の育児参画の推進</p> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1)効果的な意識啓発</p> <p>③PTAにおける父親部会の設置や父親のPTA活動への積極的な参画を促進し、父親の子育て参画意識の向上を図ります。</p>	<p>③について</p> <p>(修正案)PTAにおける父親部会の設置や父親のPTA活動への積極的な参画を促進するために、父親部会の活動を積極的に広報し、父親の子育て参画意識の向上を図ります。</p> <p>(理由)具体的な手段としてアンダーライン部分を明記することを提案します。</p>	橋本委員
27	3	3	<p>第3節 女性の就労支援</p> <p>1 めざす姿</p> <p>・「子育てをしながら働きたい」、「子どもが小さいうちは育児に専念して、子育てがひと段落したら仕事をはじめたい」といった状況や希望に応じて、女性が働き方を選択することができます。</p>	<p>めざす姿について</p> <p>「子どもが小さいうちは育児に専念して」とありますが、この例は、それが多数の当然の形の様に受け取れます。まるで、それが常識かのように読み手に感じさせる可能性があります。</p> <p>「子育てをしながら働きたい」「子育てがひと段落したら仕事をはじめたい」など様々な状況や希望に応じて、「女性が働き方を選択することができます」、とシンプルにして良いと思います。</p>	古本委員
			<p>2 具体的な取組</p> <p>②出産や育児等で離職した子育て中の女性の再就職等を支援するため、求職活動や就職に向けた面接、試験などの際に利用できる、無料の託児サービスを実施します。</p> <p>③女性の再就職を支援するため、就職に結びつきやすい職業訓練を、民間教育機関等に委託し実施します。また、子育て中の女性が参加しやすいよう、職業訓練期間中の保育料の一部助成を行うとともに、託児サービスを併設した職業訓練を実施します。</p>	<p>②、③について</p> <p>女性の就労②無料の託児サービスや③託児サービスを併設した職業訓練などがあると、利用しやすく、利用率が上がると思う。「無料」と言うのが何より嬉しい。</p>	神谷委員
			<p>具体的な取組について</p> <p>・公共調達における評価が加えられませんか？(参考「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について」平成26年8月5日男女共同参画推進本部決定)</p> <p>・再就職支援が多く、女性の継続就業支援が少ないように思います。女性の継続就業を支援する企業の取り組みの周知や、企業にとってのメリットの啓発などの取り組みができませんでしょうか？</p> <p>指標について</p> <p>・女性の就労支援の指標は、「託児サービス利用率」以外に適当なものはありませんでしょうか？</p> <p>・第1子出産後の継続就業率や再就職希望者の就職率などはデータがありませんでしょうか？</p>	<p>椋野委員</p>	

資料2 ページ	章	節	資料の該当箇所(新計画)	ご意見	委員名
28	3	4	第4節 若者の就労支援	<p>次世代を担う若者の未就労、非正規就労の問題は深刻です。学卒後、無業期間が長期化することにより更に問題は大きくなります。また、3年以内の離職率も増加に転じており、学卒後の就職決定者数、就職決定率のデータ上の数字には表れない無業の若者が多い事実をもっと県民の皆様を知っていただくとともに、この問題を早期に解決しなければならないと若者支援を行う中で思う事です。</p> <p>他県と比較すると大分県は若者に対する支援施策が少ないところが気になります。また、厚労省、経済産業省等の国の事業と重複する事業が多い事も気になります。</p> <p>国の事業で補完できる部分の支援については国の事業を活用する、そして国の事業で出来ない大分県の若者支援に必要な支援を大分県の独自事業として立てる事が必要ではないでしょうか。</p> <p>「若者の職業能力が弱まる事＝労働力の喪失」に繋がります。今こそ若者支援に力を注ぎ、次世代の子ども達へのキャリア支援の仕組みを築いていくことが重要ではないでしょうか。</p>	多々良 委員
30	4	1	<p>第1節 児童虐待に対する取組の強化</p> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1)児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応</p> <p>①医療機関(産科・小児科)との連携により、支援が必要な妊産婦に保健指導を受ける機会を提供するとともに、乳児のいる家庭への全戸訪問や育児不安の強い親への養育支援を行う等の取組を促進し、虐待の未然防止を図ります。</p> <p>②児童虐待の未然防止と早期発見に資するとともに、関係機関と連携し適切な時期に適切な支援につなげられるよう市町村職員や教職員、保育士等に対する研修を実施する等、人材の育成に努めます。</p>	<p>①について 養育支援の対象に「育児不安の強い親」だけでなく「児童虐待が懸念される家庭」を残しておいた方がいいと思います。</p> <p>②について 保健師が削除されていますが、ミスでしょうか？</p> <p>・児童虐待防止の具体的な取り組みに地域子育て支援や教育・保育施設等との連携を入れてください。 例「要保護児童の早期発見や見守りが必要な子どもに適切な支援が行われるよう、教育・保育施設や地域子育て拠点を中心としたネットワークとの連携を進めます。」</p> <p>・また、乳幼児健診との連携も重要です。取り組みに挙げてください。</p>	椋野 委員
34	4	3	第3節 ひとり親への支援	<p>具体的な取組について</p> <p>社会的養護の子どもたちやひとり親家庭の子どもたちの学習支援はもう少し踏み込んだ取り組みが必要だと思います。生活困窮者自立支援の枠組みでの学習支援や子どもの貧困対策に記載される内容を再掲してはどうでしょうか。特に、高校中退を防止するための支援が必要です。</p> <p>指標について(4P)</p> <p>高校に入学しても中退しては、安定した職に就くことが困難です。指標は「ひとり親家庭の16歳の子ども在学率」ではなく、「18歳」にしてはどうでしょうか？</p>	椋野 委員

資料2 ページ	章	節	資料の該当箇所(新計画)	ご意見	委員名
37	4	4	第4節 子どもの貧困対策の推進	<p>サポステで支援する若者の中に生活保護家庭の若者がいますが、大半の若者は“働く意欲に欠ける”若者です。</p> <p>就労意識が育っていない子ども・若者、生活保護費を削られるからと子どもに働く事を禁ずる親の問題等は、貧困の連鎖を助長し、生活保護の更なる増加を招く原因となります。</p> <p>今、高度化する社会の中、企業は、高学歴、高い能力(考える力・行動する力・チームで働く力)を持つ若者を求めています。中学卒業程度の学力では正規の仕事に就けないという「現実」があります。また、貧困状態にある家庭の子ども・若者の学習遅滞も問題のひとつに挙げられます。</p> <p>学校の授業が分からない、イジメにあった等の理由で、小学校・中学時代から不登校が続き、学習習得機会が失われ、四則計算ができない、漢字が読めない、アルファベットが読めない等の問題が起きています。</p> <p>中卒・高校中退者の就職も困難な昨今、貧困が原因で、中卒後ニート状態にある若者や高校中退者に対する学習サポートが必要です。高認検定取得、再度、高校に進学するための学習支援を含め、コミュニケーションスキルの向上、就労意識啓発を行っていく事が生活保護から脱出する、貧困から脱出するひとつの施策になると思います。そして、この施策は労働者を育成することに繋がるのではないのでしょうか。</p> <p>そして、子ども・若者本人の支援をスムーズに進めるためには保護者に対する支援も同時に必要になる事が多々あります。このように家庭ごと支援できる施策も必要と考えます。</p>	多々良 委員
38			第5節 障がい児への支援	<p>具体的な取組について</p> <p>障害のある子どもの発達支援や、障害のある父親、母親の育児に関する支援について、別紙(「我が国は「障害者の権利に関する条例」を締結しました」)のとおり、本年1月我が国は障害者の権利条約に批准し、その条約は2月から実効されています。この中では合理的配慮の否定は差別にあたり、それを禁止しております。学校等での障害のある子どもの学習や生活への支援、そして障害のある父親、母親が育児をする際の支援においても、合理的配慮がなされなければなりません。ぜひともこの推進についても記述を入れる必要があると考えます。※記載されている支援学校高等部卒業生の就労においても合理的配慮がなされなければなりません。</p>	佐藤 委員
39	4	5	2 具体的な取組 (3)障がい児に対する支援の充実 ②保育所において、障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう、職員の研修・要請などに取り組みます。	<p>③について</p> <p>保育コーディネーターの活用についての記載があるとよいのではないかと。</p>	佐藤 委員
				<p>②について</p> <p>「保育所において」は、幼稚園やこども園も加える必要があるのではないのでしょうか。</p>	椋野 委員
41			(5)特別支援教育の推進 ④特別支援学校及び幼稚園、小・中・高等学校に学校内の支援や他機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのある子どもへの支援を行います。	<p>④について</p> <p>「特別支援教育コーディネーター」は幼稚園だけで保育所やこども園には配置されないのでしょうか？</p>	椋野 委員

資料2 ページ	章	節	資料の該当箇所(新計画)	ご意見	委員名
42	4	6	<p>第6節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応</p> <p>2 具体的な取組</p> <p>⑥不登校対策コーディネーターを県内16市町に配置し、不登校の未然防止を推進するとともに、不登校児童生徒に対しては「教育支援センター(適応指導教室)」と学校、家庭、関係機関が連携し、学校復帰に向けた支援に取り組みます。</p>	<p>⑥について</p> <p>不登校対策コーディネーターを県内16市町村としているのは、大分市と姫島村を除くということでしょうか？</p>	藤本委員
44	4	7	<p>第7節 在住外国人の親と子どもへの支援</p>	<p>具体的な取組について</p> <p>在住外国人の親と子どもへの支援の具体的な取り組みに、地域で孤立しがちな在住外国人親子に対する子育て支援を入れてください。当面できることは、保育士や子育て支援関係者に対する、外国人への子育て支援についての研修ではないかと思えます。</p>	椋野委員
45	5		<p>第5章 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進</p>	<p>第5章の章名について</p> <p>第5章のタイトルに「育児」が入っていますが、内容は保健関係中心で育児はあまりないようですので、再考した方がいいと思います。例えば「健やかな育ち」にしてはどうでしょうか</p>	椋野委員
45	5	1	<p>第1節 結婚・妊娠・出産への支援</p> <p>1 めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠から出産、子育てまで、その時々に必要な支援を切れ目なく受け取ることができます。 ・子どもが、生命の大切さや親になることについて、実感を持って学び、考えることができます。 ・子どもが、学ぶことや働くことについての関心・意欲を高め、しっかりとした職業選択を行うことができます。 ・希望する人がパートナーと出会い家庭を築くことができます。 ・不妊に悩む人たちの不妊治療にかかる経済的負担が軽減されます。 ・不妊に悩む人たちが、安心して相談でき、精神的負担が軽減されます。 ・男女共に、妊娠や、出産、自身のからだ(生殖機能)について、正しい知識を得ることができます。 	<p>めざす姿について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・順番は、不妊対策の二つが最後ではないでしょうか。 ・また、「子どもが働きながら子どもを育てることについて、実感を持って学び、考えることができます。」を入れられないでしょうか。親になることと仕事をするがそれぞれバラバラに伝えられ、両立した生活について実感の伴うイメージが持てていないように思います。さまざまな子育て支援ができて、親の世代ほど仕事と育児の両立が大変ではなくなったことを知ってもらうことも重要でしょう。 	椋野委員

資料2 ページ	章	節	資料の該当箇所(新計画)	ご意見	委員名
45	5	1	<p>2 具体的な取組 (1)次代の親づくり ①次代の親になるための意識の醸成 ア ふれあいや対話を通して、家族のきずなを深めるため、「家庭の日」(毎月第3日曜日)の普及・啓発を進めます。 イ 若い世代が、将来、家庭を持つことや親になること等を意識する機会として、仕事やお金、家庭や子育てといったライフデザインに関する学習の充実を図ります。</p>	<p>①について 若い世代が男女ともに仕事をしながら子育てをする具体的なイメージが持てるような啓発活動が必要ではないでしょうか。</p>	椋野委員
48	5	2	<p>第2節 子どもや母親の健康づくり 2 具体的な取組 <u>③地域におけるネットワークの推進</u> 圏域ごとの関係者連絡会議の開催や医療機関(産科・婦人科)、地域保健関係機関の連携による育児等保健指導(ベリネイタル・ビジット)事業を推進し、「地域母子保健・育児支援システム」(ヘルシースタートおおいた)による妊娠期からの切れ目のない支援体制を充実します。</p>	<p>(3)について 医療機関、保健機関だけでなく、福祉機関との連携も必要だと思います。</p>	椋野委員
49	5	3	<p>第3節 思春期からの健康づくり</p>	<p>具体的な取組について 新型うつなどへの取組を入れる必要はありませんでしょうか。</p>	椋野委員
54	5	5	<p>第5節 食育の推進</p>	<p>(2)望ましい食習慣の定着について 指標が改善されなかったのは、親子教室を開催しても、情報提供しても、問題のある食生活のある家庭にはあまり届かないからではないでしょうか。今まで通りの取組だけでなく、新たに障害や病気やひとり親で経済的状況が厳しいなどの背景を踏まえた支援が必要なのではないでしょうか。 例 「家庭の事情から食習慣に問題がある子どもについては、スクールソーシャルワーカーや保健師、福祉担当部局と連携して必要な家族支援を行う」</p>	椋野委員

資料2 ページ	章	節	資料の該当箇所(新計画)	ご意見	委員名
60	6	1	<p>第3項 健康・体力づくりの推進</p> <p>2 具体的な取組</p> <p>②運動部活動の活性化を図るために、地域スポーツ指導者の活用を促進します。</p>	<p>②について (修正案)「…、地域スポーツ指導者の活用を促進し、子どもの心身の発達を重視した指導法について研修を行います。」 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者は体罰など非教育的な指導を排除した科学的なスポーツ指導法について学ぶ必要がある。 ・練習時間過多や心身の疲労を考えない行き過ぎた指導によって、子どもの日常生活や心の発達に支障を来さないよう配慮する必要がある。 	佐藤委員
64	6	2	<p>第2節 家庭や地域の教育力の向上</p> <p>2 具体的な取組</p> <p>(2)地域の教育力向上のためのネットワークづくり</p> <p>②子どもや若者に芸術文化に触れる機会を提供するため、演奏家や文化団体を地域の学校に派遣し、ミニコンサートの開催や演奏家等との交流の場を設けるとともに、大分県立美術館で開催する子どもを対象としたワークショップや子どもから大人まで楽しめる展覧会など、文化活動に対する支援を行います。また、地域の人材を活用し、講習会や研修会の開催、学校における文化活動の指導等を行います。</p>	<p>②について 演奏家等の地域の学校への派遣は地域の教育力向上とは異なるように思います。p58(3)に異動してはどうでしょうか。 (参照) 第1節 第2項 豊かな心の育成 (3)文化芸術活動の充実</p> <p>指標について(p6の82番) 指標は、もう少し広いものにならないでしょうか。例えば、美術館やホールでの鑑賞やおけいこ事など、文化芸術活動に月〇回以上参加する子ども数</p>	椋野委員
6	7	1	<p>第1節 子育てしやすい生活環境づくり</p>	<p>指標について(6P) 「バリアフリー化された県営住宅の割合」というのは再考が必要だと思います。ほとんどの子育て世帯は県営住宅以外に住んでいるのではないのでしょうか。</p>	椋野委員
69	7	3	<p>第3節 子どもの安全を守るまちづくり</p> <p>2 具体的な取組</p> <p>(2)子どもを犯罪から守る取組</p> <p>②犯罪被害に遭った子どもへの支援</p> <p>ア 犯罪被害に遭った少年の早期発見や保護に向けた取組を推進するため、「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、子どもや保護者を支援します。</p> <p>イ 犯罪被害に遭った子どもやその家族に対し、「少年サポーター」や関係機関の専門家等による相談・カウンセリングを実施するなど、組織的かつ継続的な支援を行います。</p>	<p>②犯罪被害に遭った子どもへの支援について 犯罪被害にあった子どもへの支援の取組はこれだけでしょか。公益法人や弁護士会が行っている犯罪被害者支援センターなどとの連携はありませんか。また、性的被害にあった子どもへの支援などについて特別の取組はないのでしょうか</p>	椋野委員

資料2 ページ	章	節	資料の該当箇所(新計画)	ご意見	委員名
71	7	4	第4節 子どもの非行を防ぐ環境づくり 2 具体的な取組 (1)非行を防ぐ運動の推進 ③ネット安全教育の推進	③について 他県にあるように、大分県も21時以降スマホの使用を制限する取組をしたらどうだろうか。	神谷 委員

我が国は「障害者の権利に関する条約」を締結しました！

障害者権利条約とは？

■ 「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

- 例えは
- ◆ 障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定*を含む。）を禁止
 - ◆ 障害者が社会に参加し、包容されることを促進
 - ◆ 条約の実施を監視する枠組みを設置、等

*過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例：スロープの設置）を行わないことを指します。



条約成立まで一締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの？



- 2006年12月 国連総会で条約が採択されました。
- 2007年 9月 我が国が条約に署名しました。
- 2008年 5月 条約が発効しました。

2014年1月20日現在
140か国・1地域機関(EU)が締結済み
です(我が国を含む)。

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も聴きながら、国内法令の整備を推進してきました。

- 2011年 8月 障害者基本法が改正されました。
- 2012年 6月 障害者総合支援法が成立しました。
- 2013年 6月 障害者差別解消法が成立し、障害者雇用促進法が改正されました。

これらの法整備をうけて、国会において議論され、2013年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において全会一致で締結が承認されました。

条約を締結するとどうなるの？

■ 我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。

(障害者の身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されます。)
(条約の実施を監視する枠組みや、国連への報告義務などによって、我が国の取組が後押しされます。)

■ 人権尊重についての国際協力が一層推進されます。



2014年1月20日に我が国は「障害者権利条約」の締約国になりました。

2014年1月 外務省人権人道課（お問い合わせは03-5501-8240まで）